

# 第1章 基本構想策定に向けて

## 1 鎌倉市を取り巻く現況

### (1) 鎌倉市の歴史的遺産の特徴

鎌倉には、一万年以上前の旧石器時代以来、縄文時代・弥生時代・古墳時代と続く人々の営みや、奈良時代以降の官衙の跡など、長い歴史の痕跡が刻まれています。さらに源頼朝が鎌倉幕府を開くと京都に並ぶ中世都市となり、近世・近代と命脈を保ちました。生きた遺産として今も市内各地で宗教活動を続ける多数の神社仏閣をはじめ、中世の道路網を踏襲した都市構造、切通ややぐら等といった土木遺構が数多く残されています。

また、三方を山に囲まれた鎌倉地域の全域、そして市域全体の7割が埋蔵文化財包蔵地となっており、中世都市遺跡を中心とする考古学的遺産の宝庫でもあります。

その一方で、近代以降、とくに明治初年にドイツ人医師ベルツ博士により海浜保養の適地として紹介されたことを契機に、明治22年(1889年)の横須賀線開業、明治32年(1899年)の御用邸造営を経て別荘文化が育まれました。そのもとに建築された別荘をはじめ、近代の洋風・和風建築物が市内各所に多数残されています。

このように鎌倉は、各時代の建造物や考古学的遺跡が市内の各所に数多く点在し、緑豊かな自然環境と相まって、現在のまちとそれら歴史的遺産がモザイク画のように共存しています。

### (2) 豊かな自然環境

古くから「気候温暖、風光明媚」の地として知られている鎌倉は、市域北部を流れる柏尾川沿いと南東部を流れる滑川沿いの平地部を除いて、広く山稜や台地で占められています。山稜部は豊かな自然環境の基盤となっており、古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）により指定する歴史的風土保存区域をはじめ、広町・台峯・常盤山の三大緑地等、現在でも約1,300haの樹林地を形成しています。また、文化財保護法に基づく史跡指定をはじめとして、古都保存法・都市緑地法・鎌倉市風致地区条例等によっても、鎌倉の自然環境は守られています。

鎌倉の数多い歴史的遺産は、この豊かな自然環境の中で営まれてきたのです。

### （3）鎌倉市における歴史的遺産・自然環境の保護

大正12年（1923年）に発生した大正関東地震によって、市内の社寺や文化財は大きな被害を受けました。このような災害から文化財を保護するための施設として、昭和3年（1928年）に建設されたのが、鎌倉国宝館です。建設にあたっては、鎌倉同人会や多くの市民からの寄付が資金となりました。

昭和に入り高度経済成長期を迎えると、全国で開発が進められるようになり、社会問題となっていきました。この波は鎌倉にも押し寄せ、昭和39年（1964年）には、鶴岡八幡宮の裏山である御谷にも宅地造成の計画が持ち上がります。これに反対する住民運動に鎌倉在住の文化人や著名人などが加わり、御谷騒動として全国的に報道されると、これに共感する多くの方から開発反対の署名と寄付金が集まりました。鎌倉市から出資を受け設立された財団法人鎌倉風致保存会（現公益財団法人鎌倉風致保存会）が受け皿となり、全国から募った寄付金で宅地造成の計画地の一部（1.5ヘクタール）を買い取って御谷の山林を守ったことで、日本におけるナショナル・トラスト運動（市民から寄付を募り土地や歴史的建造物を保全するイギリスの運動）の先駆けとなりました。

また、御谷騒動を契機として古都を守ろうとする世論と市民運動の高まりが大きな力となり、昭和41年（1966年）には、超党派の議員立法として古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）が制定され、法規制により古都の歴史的風土が守られることとなりました。

このように鎌倉の優れた歴史的遺産と貴重な自然環境は、鎌倉市民をはじめ多くの先人達の不断の努力によって、守られてきました。

### （4）「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組

鎌倉市は、神奈川県、横浜市及び逗子市と協力し、「武家の古都・鎌倉」のコンセプトにより世界遺産登録を目指していましたが、平成25年（2013年）にユネスコの諮問機関であるイコモスから「不記載」勧告を受けたため、推薦を取り下げました。

これを契機として、鎌倉市では、貴重な歴史的遺産の保全・継承に努めるだけでなく、歴史や文化を身近に感じ、市民が暮らしやすく誇りに思えるまちとするため、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を進めることとして、具体的な施策として次の取組を進めています。

## **ア 「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の推進**

平成27年(2015年)12月、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づく「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を策定するとともに、平成28年(2016年)1月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。これにより、当該計画に登載した歴史的風致の維持向上に資する様々な事業について、国の支援を受けながら進めることができるようになりました。

## **イ 日本遺産「いざ鎌倉～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」の認定**

日本遺産は、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するもので、平成27年度（2015年度）から始まった制度です。

鎌倉市では、「歴史的風致維持向上計画」で抽出した6つの歴史的風致をベースに、「いざ鎌倉～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」というストーリーを組み立て、平成28年度（2016年度）に認定を受けました。

「日本遺産」の認定を受けたことで、日本遺産魅力発信推進事業の補助金を活用し、これまで以上に市の魅力を国内外へ発信しています。

## **ウ 鎌倉歴史文化交流館の整備**

これまで、鎌倉市には歴史全般を学ぶことができる施設、豊富な出土品を展示・紹介する施設がありませんでしたが、これらの課題を解決していくための施設として、平成29年(2017年)5月に鎌倉歴史文化交流館を開館しました。

鎌倉歴史文化交流館の敷地及び建物は、当初は「武家の古都・鎌倉」が世界遺産に登録されることを見越し、そのガイダンス施設として整備する予定でしたが、イコモスからの不記載勧告を受けて推薦を取り下げたため計画を変更し、建物の改修工事を経て、市民や来訪者の方々が集い、学ぶ場として整備したものです。

## **エ 国指定史跡永福寺跡の整備・公開**

永福寺は、奥州合戦等で命を落とした源義經や藤原泰衡らをはじめとする諸靈を供養するため、源頼朝が建立した寺院です。壮大華麗な大寺院として隆盛しましたが、室町時代の火災以降は再建されず、のちに廃寺となりました。

永福寺跡は、昭和41年(1966年)に国の史跡指定を受けた後、昭和58年(1983

年)～平成8年(1996年)にかけて中心域約15,800m<sup>2</sup>の発掘調査を行い、中心の二階堂、阿弥陀堂・薬師堂が複廊で繋がり、翼廊・中門・釣殿といった寢殿造風の建物と一体の建物群を構成していること、建物の前面には大きな池があり、橋が架けられていたこと、周囲の山にも人の手が加わり、堀切や経塚がつくられていること等、多くのことが明らかになりました。

この発掘調査の成果に基づき、鎌倉市では、史跡指定地の公有化を進めるとともに、平成19年(2007年)からは、調査結果を基にした建物の基壇と庭園の復元等、環境整備事業を進め、平成30年度(2018年度)に整備工事を終え、一般公開を開始しました。

## 2 これまでの博物館計画と既存施設

鎌倉市における博物館計画については、平成8年(1996年)に文化財資料館を設置する予定で稻村ガ崎四丁目用地を取得したほか、文化財資料館の一部の機能を満たすものとして由比ガ浜の旧鈴木邸に中世歴史調査研究室を置いて埋蔵文化財の調査研究等を行っていたものの、文化財資料館の設置には至りませんでした。

その後、美術館及び博物館の整備に向けた計画として、平成13年度(2001年)に鎌倉市が寄附を受けた野村総合研究所跡地を活用した「(仮称)鎌倉博物館展示等整備計画」を平成21年(2009年)5月に策定しましたが、当該計画は厳しい財政状況等により進めることができず、中断した状態になっていました。

そのような中で、扇ガ谷の敷地と建物を寄附等により取得したことから、鎌倉歴史文化交流館を平成29年(2017年)にオープンしました。

現在は、鎌倉国宝館とこの鎌倉歴史文化交流館が鎌倉の博物館機能を担う中心的施設となっています。

## 3 本構想策定の必要性と目的

鎌倉市の特徴・強みである豊富な歴史的遺産及び豊かな自然環境を生かし、それを積極的に発信していくにあたり、博物館は有効なツールとなります。

今後、本市が推進する「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関連した諸施策を総合化することにより、「鎌倉市にふさわしい博物館」を構築していく必要があります。

そこで、これまで整備してきた鎌倉市の現状を踏まえ、次章の基本的な考え方に基づいて「鎌倉市にふさわしい博物館」の構想を策定するものです

## 第2章 基本的な考え方

### 1 「鎌倉市にふさわしい博物館」の基本理念

第3次鎌倉市総合計画基本構想の「将来都市像」である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を目指すための具体的な手法のひとつとして、「鎌倉市にふさわしい博物館」を構築します。

### 2 「鎌倉市にふさわしい博物館」の使命

#### (1) 歴史的遺産を活用した博物館活動

鎌倉を特徴づける豊かな自然環境の中に展開する、歴史的遺産等の地域資源に関する学術的調査研究を推進し、展示や報告書、教育普及事業等を通じて積極的に発信することにより調査研究成果を市民へ還元します。

#### (2) 文化財の適切な保存管理機能の充実

国内有数の質・量を誇る鎌倉の地域固有の資源を適切に保存し有効に活用するにあたり、博物館資料の質や状態に見合った保存管理を行うため、適切な収蔵施設の確保を目指します。

#### (3) 「歴史的遺産と共生するまちづくり」の推進

「歴史的遺産と共生するまちづくり」をより具体的に展開するため、一定の地域全体を博物館ととらえ、現地で保存と展示を行うことを基本とするエコミュージアムの考え方を導入し、社寺や関係団体等の協力と市民の積極的参画のもと、市域全体を博物館として構築することを目指します。

### 3 「鎌倉市にふさわしい博物館」の機能とめざす姿

#### (1) 総合博物館の構築

人文系（歴史・考古・民俗）と自然史系の両分野からなる総合博物館の構築を目指すほか、現在、中央図書館が所管している近世及び近代史資料・民俗資料等について、それらの収蔵も含めた見直しを行い、時代区分を隔てることなく資料を一括して博物館で管理します。

## (2) エコミュージアムの構築

鎌倉市域全体を博物館としてとらえるエコミュージアムを構築し、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館を中心施設（コア）として、地域に点在する歴史・文化・自然に関する地域資源群を衛星施設（サテライト）と位置付け、現地での保存管理・展示・公開活用を実施します。

さらに、中核施設（コア）と衛星施設（サテライト）を有機的に結び付ける発見の小径（ディスカバリートレイル）の設定について市民とともに検討し、地域住民のガイドや維持管理、一般公開を推進し、行政と市民が一体となる協力関係によってエコミュージアムを運営します。

## 4 「鎌倉市にふさわしい博物館」の事業活動の重点

### (1) 調査研究

鎌倉の歴史文化に関する学術的・専門的調査研究を鎌倉市として組織的に取組むほか、学芸員個人の各専門分野における取組を奨励し、各文化財に対する理解を深め、文化財の活用方針を定めます。

また、埋蔵文化財センター機能を組み入れることを検討し、埋蔵文化財の保管や調査研究機能の充実を図ります。

同時に、エコミュージアムの実践や運営に係る先進事例の研究を進め、鎌倉市にふさわしいエコミュージアムの形を検討し整備を進めます。

### (2) 情報発信

調査研究成果を、鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館を中心に展示や体験学習として市民に還元するほか、研究紀要や報告書等により専門的な情報の発信を同時に行い、鎌倉市の地域固有の資源の活用を促進します。

### (3) 社寺、市民と一体となった運営

鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館を中心施設（コア）として、市内の博物館施設や教育施設、史跡、その他の文化施設等、現地において生きた文化遺産の魅力を発信する衛星施設（サテライト）の運営について、社寺や中核施設（コア）からの協力と提供情報に基づき、市民の積極参加によるガイドや公開、維持管理を進め、社寺・市民と行政が協働して「鎌倉市にふさわしい博物館」を運営することを目指します。

また、この運営を通じて、市民一人ひとりの自己実現の場を提供し、それぞれのやりがいと生きがいを感じられる活動を促進するとともに、地域アイデンティティ形成に努めます。

## 第3章 「鎌倉市にふさわしい博物館」の具体的なあり方

### 1 「鎌倉市にふさわしい博物館」の組織と機能

#### (1) 組織：鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館、その他

「鎌倉市にふさわしい博物館」の構築に当たっては、地域の歴史や文化を次の世代へと確実に継承するため、また調査研究の充実とその共有を図るため、将来的には総合博物館となる建物の建設が望まれますが、当面は新たな博物館用の大規模な建物を建設しないこととし、既存施設の強化及び市内に点在する遺産の現地での効果的な保存活用を目指します。

鎌倉歴史文化交流館を博物館法上の登録博物館としたうえで展示等の充実を図り、既存の登録博物館である鎌倉国宝館と併せ、2館を両輪とする組織整備によって博物館組織を再構築します。さらに現行の文化財課埋蔵文化財行政部門を再編し、博物館の調査研究機能の一部門として埋蔵文化財センター機能を位置付け、埋蔵文化財の調査(記録保存のための発掘調査及び学術発掘調査)と研究を実施する機関とすることを検討します。また、今後、美術館が設置される場合は、これも含めて博物館を構築します。

#### (2) 機能：収集・保管・調査研究・教育普及、ガイダンス、多目的ホールほか

##### ア 鎌倉歴史文化交流館の登録博物館への登録

鎌倉歴史文化交流館の博物館法第2条に基づく登録博物館への登録手続きを進めます。登録博物館としての要件となる収蔵施設については、鎌倉国宝館と同様の機能を付与すべくその充実を目指します。また博物館機能のメインである展示についても、充実・強化を図ります。

##### イ 鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館との連携強化

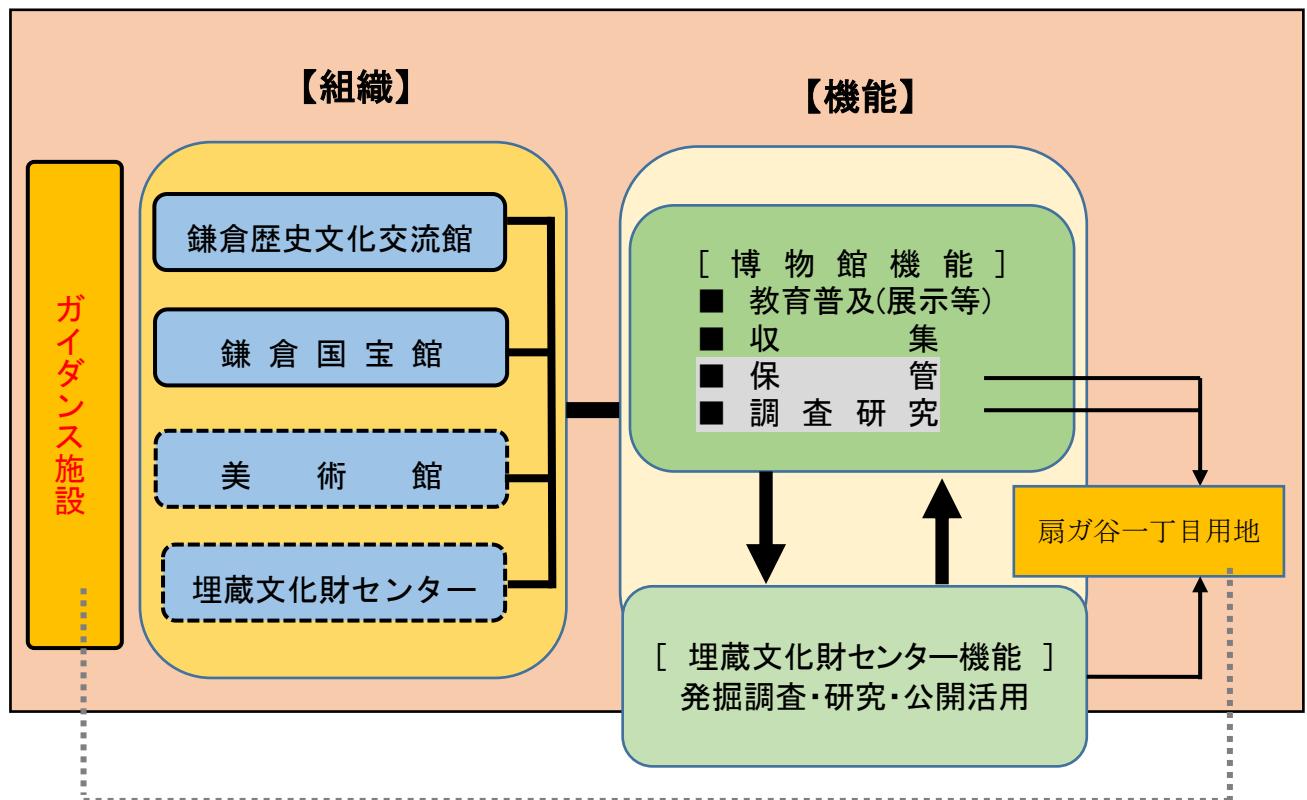
鎌倉国宝館の専門領域(中世から近世の仏教美術・仏教史及び関連する歴史分野)を尊重しつつ、鎌倉歴史文化交流館との機能分担を行います。同時に調査研究、展示・体験学習等の教育普及活動等において両館の連携をさらに進め、機能強化を図ります。

##### ウ その他の機能

既存施設や市内に点在する様々な遺産を活用するために、地域全体を博物館としてとらえる「エコミュージアム」の考え方を導入し、そのガイダンス施設及び多目的ホール等の機能についても、エコミュージアム総体としての

博物館機能の整備と併せて検討します。

## [鎌倉市にふさわしい博物館（エコミュージアムのコア）]



## 2 施設整備

### (1) 扇ガ谷一丁目用地の活用

博物館機能(収集・保管・調査研究・教育普及)のうち調査研究機能及び保管機能を充足する他、エコミュージアムガイダンス施設及び多目的ホールとして用いること、埋蔵文化財センター機能を併設すること、鎌倉国宝館と同様のグレードの収蔵庫を設置すること等を目的として、扇ガ谷一丁目用地に必要最小限の建物を建築することについて、鎌倉市公共施設再編計画との整合を図りながら検討します。

### (2) 既存施設の更新・拡充

鎌倉国宝館の老朽化対策等及び鎌倉歴史文化交流館の機能強化・拡充等について、鎌倉市公共施設再編計画に則って検討します。

## 扇ガ谷一丁目用地について

鎌倉歴史文化交流館 別館

鎌倉歴史文化交流館 本館

施設整備予定地

扇ガ谷1丁目

扇ガ谷一丁目用地

敷地面積（公簿）：14,959.32 m<sup>2</sup>

施設整備予定地

敷地面積（公簿）：2,082.17 m<sup>2</sup>

### 3 エコミュージアムの考え方の導入

#### (1) エコミュージアムの概要

「エコミュージアム」という用語はユグ・ド・ヴァリーンにより考案された「エコミュゼ」の英訳であり、エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語です。その概念は、1960年代後半に国際博物館会議（ICOM）の初代ディレクター、G.H.リヴィエールによって提唱され、「（エコミュージアムとは）地域社会の人々の生活と、その自然環境・社会環境の発達過程を史的に探究し、自然遺産及び文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通じて当該地域社会の発展に寄与することを目的とする、新しい理念を持った博物館である」と定義されました。

つまり、従来の博物館が一つの建物として運営されるのに対し、エコミュージアムは一定の地域に点在する歴史・文化・自然・産業等の遺産を現地において保存・管理し、その全体をミュージアムと捉えるところに特徴があります。

また行政と地域住民が力を合わせ、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、総体として永続的な（持続可能な）方法で研究・保存・展示・活用することによって地域を見直し、地域社会の発展に大きく寄与することを目指すものです。

#### (2) 鎌倉市におけるエコミュージアムの構築

エコミュージアムは、地域全体を博物館としてとらえ運営していく仕組みで、地域に展開する資源である歴史・文化・自然・産業その他に関わる遺産群を、現地で保存・活用する衛星施設（サテライト）に位置付けます。地域内に点在する衛星施設（サテライト）間のネットワークに基づいたエコミュージアムのガイダンス、企画・運営、さらにエコミュージアム内外の情報交換や伝達基地としての役割を担う目的で、既存の博物館施設等を中核施設（コア）とします。そして、中核施設（コア）と各衛星施設（サテライト）及び衛星施設（サテライト）間を有機的に結ぶ散策ルートを発見の小径（ディスカバリートレイル）として設定します。

エコミュージアムは、これら中核施設（コア）、衛星施設（サテライト）及び発見の小径（ディスカバリートレイル）の3つの要素から構成されますが、鎌倉市では次のことを基本にそれらの設定について検討します。

### **ア 中核施設（コア）※1**

鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の2館の連携を強化し、機能の拡充を図りながら、中核施設（コア）とします。

### **イ 衛星施設（サテライト）※2**

次に記す文化財や施設等を、衛星施設（サテライト）の候補として検討します。

(ア) 文化財：史跡、重要遺跡等

(イ) 生涯学習施設・文化施設等：生涯学習センター・図書館・鎌倉文学館・  
　　鎌倉市清方記念美術館・川喜多映画記念館等

(ウ) 歴史的建造物：鎌倉文学館・扇湖山荘・旧華頂宮邸等

(エ) その他歴史文化関連民間施設

(オ) 自然遺産

### **ウ 発見の小径（ディスカバリートレイル）※3**

発見の小径（ディスカバリートレイル）については、子どもや地域住民の方々の学びの場となることも視野に入れ、鎌倉市歴史的風致維持向上計画に位置付けて整備することを検討します。

## **4 管理運営体制**

### **（1）市の役割**

市は、市民、関係団体、さらには社寺等の協力体制を責任をもって構築するとともに、中核施設（コア）の運営を通じて、エコミュージアム全体の取りまとめを行います。さらに衛星施設（サテライト）や発見の小径（ディスカバリートレイル）の活用が市民等によって主体的に行われ、管理運営されるよう支援します。

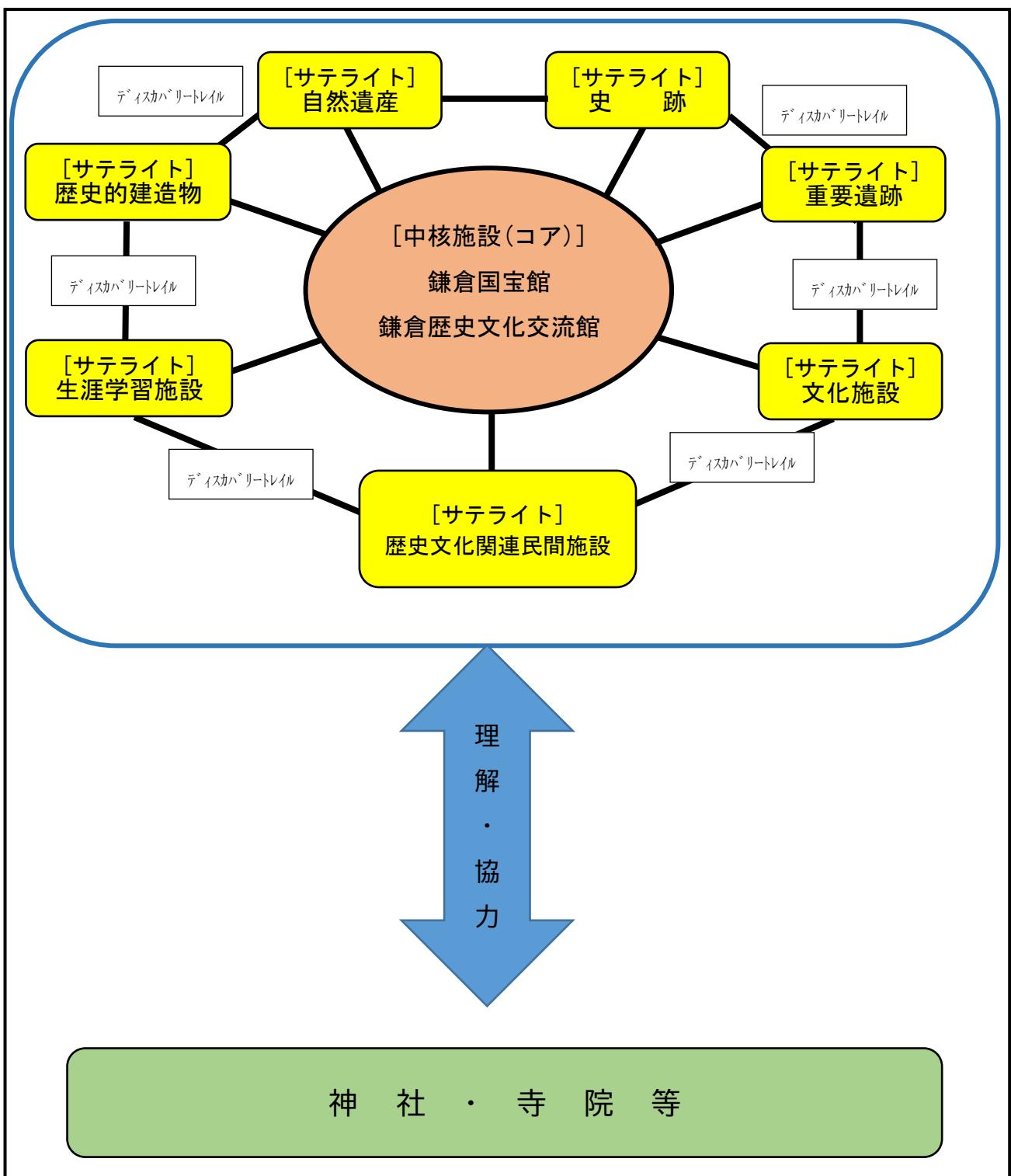
### **（2）エコミュージアムの運営**

住民の参画による、衛星施設（サテライト）及び発見の小径（ディスカバリートレイル）の運営（維持管理、公開活用等）を目指します。またエコミュージアムの構築・運営にあたっては、社寺等との協力関係の構築が不可欠であり、理解と協力を得たうえで、衛星施設（サテライト）としての参画を呼び掛けます。

市民・社寺・学校・商工会議所及び観光協会等の関係団体等とのさらなる連携を図るため、運営組織の立ち上げを検討します。運営組織においては、エコミュージアムへの参画がしやすく、有意義な活動が行えるような仕組み作りを心がけます。

一方、中核施設（コア）である鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館においては、市民ボランティアによる展示解説や案内等について検討します。

## [鎌倉のエコミュージアム構築のイメージ]



## 第4章 事業活動

### 1 収集機能

#### (1) 優秀な資料群(コレクション)の形成

鎌倉国宝館は、仏教美術関連資料及び仏教史を中心としたコレクション形成を目指します。鎌倉歴史文化交流館は、収蔵施設の確保を前提として、考古学・歴史学・民俗学等の歴史系資料及び自然史系資料を収集し、併せて中央図書館所管の近世・近代資料の引継ぎを視野にいれながら、コレクション形成を目指します。

また、優秀なコレクション形成の基準とするため、鎌倉国宝館資料受入指針の見直しを行うとともに、鎌倉歴史文化交流館資料受入指針を策定します。

#### (2) 資料購入の検討

優秀なコレクション形成の方法として、寄贈、寄託の他に購入について、将来的な予算化も視野に入れた検討を行います。

### 2 保管機能

#### (1) 保管施設(収蔵庫)の確保

鎌倉に伝わる貴重な資料を保存し、将来にわたって良好な状態で活用するため、資料に適した温湿度を保つことのできる収蔵庫等の増設が求められます。扇ガ谷一丁目用地に、災害等への備えも十分に配慮され、適正な保存環境を備えた新たな収蔵庫の設置を検討します。

#### (2) 考古資料の保管

出土品のほか、記録(写真・図面)、報告書等の図書類も広義の博物館資料とらえ、デジタル化等の措置を講じるとともに、十分な環境で保管することを目指します。

### 3 調査研究機能

#### (1) 学術的・専門的分野における調査研究の推進

鎌倉に伝わる数多くの文化財について、学術的・歴史的及び芸術的な価値を確定し、保存と活用に寄与するために、学術的・専門的な分野における調査研

究を推進します。

また、鎌倉市文化財部調査研究紀要への寄稿等、学芸員の個人的専門分野における取組を奨励し、調査研究の一層の充実を目指します。

## (2) 博物館施設における技術的調査研究の推進

考古・歴史・美術工芸・民俗・産業等、資料ごとの特性に応じた保存・展示を行うための保存技術・展示技術の研究を推進します。

## (3) エコミュージアムの実践・運営に係る調査研究の推進

地方自治体によるエコミュージアムの取組には数多くの事例があり、今後鎌倉市で同事業を行うにあたっては、事例研究を進めていかなくてはなりません。

またエコミュージアムの運営においては、地域住民の主体的な参画や、行政と住民の連携が重要であることから、その実践方法について十分な調査研究を行います。

## (4) 調査研究費の確保

上記の調査研究費の確保については、独自予算の他、文部科学省所管の科学研究費助成金等の補助制度の活用等、外部資金の積極的な獲得を目指します。

# 4 教育普及機能

## (1) 鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館それぞれの特色を生かした教育普及活動の展開

鎌倉国宝館では、専門領域である中世から近世の仏教美術・仏教史及び関連する歴史分野の展示(常設展示・企画展示・特別展示)、講座及び体験学習等のイベントを積極的に実施します。

鎌倉歴史文化交流館では、考古学・歴史学・民俗学等の歴史系及び自然史系展示の実施、近代史関連展示の充実等、バランスのとれた鎌倉全般を紹介する展示を目指します。また、各種ワークショップや講座、体験学習等のイベントを積極的に実施します。

## （2）両館ならびに近隣施設との連携強化による積極的情報発信及びイベント等

鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の連携をさらに強化するとともに、市内の県及び市が運営する5館（神奈川県立近代美術館鎌倉別館、川喜多映画記念館、鎌倉文華館鶴岡ミュージアムや観音ミュージアム（長谷寺）等近隣民間施設との連携事業等を通じて、積極的な情報発信や定期的なイベント開催とその充実を目指します。

また、MLA連携※4を視野に入れた検討も併せて進め、その連携のもとに各所蔵資料のデジタル化について検討し、利用の利便性の向上を目指します。

## （3）市民等の参画によるエコミュージアムの展開

市民等が主体的にエコミュージアムに参画し、住民と行政とが連携して運営することによって、地域に対する愛着や誇り（地域アイデンティティー）を創出します。

その具体的な取組として、各衛星施設（サテライト）において市民等との協働による、現地学習会等のイベントを企画・実施します。

## （4）博学連携による教育活動の活性化

学校教育との連携や生涯学習等、多種多様な教育活動を推進します。

また、近隣施設及び市民との連携によってプログラムの充実を図り、主体的な学びに資する場を提供します。

# 5 ガイダンス機能

## （1）エコミュージアムの紹介

市内の自然遺産、永福寺跡等の史跡、未指定の重要な遺跡、鎌倉文学館や鎌倉文華館、川喜多映画記念館等の市内文化施設、歴史文化関連の民間施設、生涯学習センター等の生涯学習施設、扇湖山荘や旧華頂宮邸等の歴史的建造物等を衛星施設（サテライト）とし、衛星施設（サテライト）を散策する発見の小径（ディスカバリートレイル）を設定します。

これら衛星施設（サテライト）と発見の小径（ディスカバリートレイル）をマップやリーフレット、アクセス道路や交通標識等で案内する仕組みを整備します。

## (2) 中核施設（コア）等の活用

ガイドシステムや情報発信等で衛星施設（サテライト）及び発見の小径（ディスクバリートレイル）相互を結びつけるため、中核施設（コア）とする鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館にガイダンス機能を整備します。

また、中核施設（コア）でのガイダンスの他に、効果的なガイダンスを実施するため、他の施設の活用についても検討します。

## 第5章 今後の事業推進に向けて

### 1 今後の課題

#### (1) エコミュージアムの構築と運営に係る課題

##### ア 市民・関連団体の積極的参画

エコミュージアム構築の成否は、その概念にも規定されるとおり、市民や関連団体等の地域住民の参画が鍵となることから、市民や関連団体が主体的かつ積極的に各衛星施設（サテライト）の運営や活用に参画することができる、参画しやすい体制を整備し、気運の醸成に努める必要があります。

体制整備及び気運の醸成にあたっては、エコミュージアムの考え方の普及はもちろん、地域アイデンティティーが広く共有されるとともに、エコミュージアムの実践が地域活動の具現化であることを市民一人ひとりが実感できることが重要であることから、鎌倉市はその観点に立った取組を進めます。

##### イ 社寺の理解の促進と積極的協力の確保

鎌倉の歴史的遺産の中核をなすのは言うまでもなく、源頼朝が幕府を開いて以来、盛んに建立された神社仏閣であり、信仰の対象・場として人々から尊重され、また現在も生きた遺産として活動を継続し、鎌倉の文化の創造と発展の一翼を担っています。

こうした歴史的な経緯からしても、鎌倉におけるエコミュージアムの構築には、市内に所在する社寺にご理解をいただき、地域の一員としてその運営にも衛星施設（サテライト）の一つとして参画いただく等、積極的にご協力いただくことが重要であり、市民・社寺の皆様が、長い歴史の中で共に守ってきた風土を、大切に次世代へと継承するためにも、鎌倉市として積極的なアプローチを図ります。

##### ウ 市民・関連団体・社寺及び行政による運営組織の設置と役割分担

これらの課題解決に向けた施策を効果的に進めるためには、市民や関連団体、社寺等の関係者が集い、議論を重ねながら実践していくことが効果的であると考えられます。

鎌倉市は、こうした組織の構築と運営の核としてその役割を果たし、エコミュージアムの主体である地域住民の方々を中心とする参画者の連携

を図ります。

## エ 史跡整備

サテライト候補である史跡について、適切に保存管理を行うとともに、積極的に活用するための整備を着実に実施し、地域の歴史文化の学びや発見に資することを目指します。

### (2) 博物館機能の充実

#### ア 積極的な調査研究の展開

第4章で記したとおり、博物館の発揮すべき機能としては、一般的に収集機能・保管機能・調査研究機能・教育普及機能の大きく4つが求められます。これらのうち他の3つの機能を支えるとともに、博物館が博物館として存在する根本的機能が調査研究機能です。

鎌倉の歴史文化に関して学術的な調査研究を進め、その成果を市民に伝えていくこと、鎌倉に特徴的な資料の保管に関する調査研究成果を活用して、資料の適切な保管を図ることは博物館として当然のことです。

また、鎌倉の歴史文化に関する学術的研究は古くから行われてきましたが、エコミュージアムの中核施設（コア）として、今後も文献史学・考古学・民俗学及び仏教美術史等の人文系科学並びに自然史系科学の連携による学際的研究等を通じて、積極的に学術情報の発信に努めていかなければなりません。

#### イ 資料の適切な保存管理

鎌倉には、生きた遺産である神社仏閣に由来する仏像等の彫刻や絵画、鎌倉地域の多くが中世都市を中心とする埋蔵文化財包蔵地であることに起因する豊富な出土品等、他地域にはない質と量を誇る資料が存在しますが、これらは鎌倉の博物館活動を支える重要な財産です。

資料は、調査研究や展示等の教育普及活動といった博物館活動の源泉であり、それらを有効に活用するために保存状態を良好に保ちながら、将来に引き継いでいかなければならぬので、資料の質や状態に見合った適切な保存管理環境を備えた収蔵施設を整備する必要があります。

## **2 事業スケジュール**

本構想を、令和2年度（2020年度）を開始年度とする第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画へ位置づけます。

令和2年度（2020年度）に本構想で取り上げられた諸事項について、より詳細に検討し、エコミュージアムの構築に向けた中核施設（コア）、衛星施設（サテライト）及び発見の小径（ディスカバリートレイル）を具体的に設定する等を内容とする基本計画を策定します。

令和3年度（2021年度）には、上記基本計画に基づき、エコミュージアムの具体的な運営方法や、市民・関連団体・社寺・行政による運営組織の設置等を内容とする実施計画を策定します。

令和4年度（2022年度）以降に、順次実施計画を実行していきます。

## 用語解説

### ※1 中核施設（コア）

エコミュージアムの中心となる施設のことです。エコミュージアムの範囲内に点在する遺産や現地保存施設とのネットワークをもとに、エコミュージアムの企画・運営、情報発信を行うほか、ネットワーク内の伝達基地としての役割をもっています。エコミュージアム全体の運営を中心に担うため、中核施設（コア）内には事務局や研究室のほか、交通案内も含めた各衛星施設（サテライト）を紹介する展示スペースや、図書室、会議室等の設置が望まれます。

### ※2 衛星施設（サテライト）

従来の博物館のように、遺産を現地から切り離して1ヵ所で収集するのではなく、エコミュージアムの範囲内に点在する、現地で保存されている遺産や、それを保存する施設等のことをいいます。史跡や重要遺跡等の文化財、生涯学習施設や博物館施設、図書館や学校、歴史的建造物や自然遺産、歴史や商業に関連する民間施設等がこれにあたります。

### ※3 発見の小径（ディスカバリートレイル）

エコミュージアムの範囲内の衛星施設（サテライト）や中核施設（コア）を結ぶ散策路のことをいいます。この散策路にはストーリー性をもったテーマが与えられます。利用者はこのストーリーに沿って中核施設（コア）から各衛星施設（サテライト）、または衛星施設（サテライト）から衛星施設（サテライト）へとめぐっていくため、地域に点在する遺産の新たな魅力を発見することができます。このような「新たな発見」を促す道であることから、発見の小径（ディスカバリートレイル）と名づけられています。

### ※4 MLA 連携

文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のデジタルアーカイブ化（博物館・美術館などの所蔵資料や、大学・研究機関などの公共性が高いデータを電子化して管理・公開するシステム）等の課題を共有している博物館〈Museum〉・図書館〈Library〉・文書館〈Archives〉の間で行われる連携・協力活動のことです。鎌倉市の場合は、図書館・鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館の3館の連携のもとで資料のデジタル化等を促進し、資料の公開と利用の利便性を図ります。

## 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例（平成 年 月条例第 号）第5条の規定に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

### (意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事)

第6条 委員会に幹事10人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を 所管する課等において処理する。

### (その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会 委員及び幹事名簿

※名簿はすべて令和元年(2019年)10月25日現在

◎印：委員長 ○印：副委員長

	区分	氏名	所属
◎委員	学識経験を有する者	高橋 慎一朗	東京大学史料編纂所
委員	公共的団体が推薦する者	石山由夫	鎌倉風致保存会
委員	公共的団体が推薦する者	小池 忠紀 (～令和元年9月30日)	鎌倉市観光協会
委員	公共的団体が推薦する者	小泉 親昂	鎌倉市自治町内会総連合会
委員	公共的団体が推薦する者	廣瀬 信	鎌倉商工会議所
委員	社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
委員	社寺に関係を有する者	軽部 弦	鶴岡八幡宮
○委員	社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
委員	市立小学校の校長が組織する 団体が推薦する者	關根 木綿子	山崎小学校
委員	市立中学校の校長が組織する 団体が推薦する者	三好 晃秀	大船中学校

(敬称略) (公共的団体の推薦する者及び社寺に関係を有する者の中で五十音順)

幹事名簿

	区分	氏名	所属等
幹事	職員	藤田 聰一郎	文化人権課担当課長
幹事	職員	廣川 正	観光課長
幹事	職員	秋山 崇	みどり課長
幹事	職員	田邊 由洋	公園課長
幹事	職員	石川 真喜	教育指導課長
幹事	職員	青木 達哉	中央図書館長
幹事	職員	鈴木 庸一郎	文化財課担当課長
幹事	特別職非常勤職員	青木 豊	鎌倉歴史文化交流館長
幹事	特別職非常勤職員	鈴木 良明	鎌倉国宝館長

## 事務局名簿

区分		氏名	所属等
事務局		榎渕 規彰	文化財部長
事務局		高木 明	文化財部次長兼文化財施設課長
事務局		菅原 日出人	文化財施設課鎌倉歴史文化交流館担当係長
事務局		金子 智哉	文化財施設課鎌倉国宝館担当係長
事務局		大澤 泉	文化財施設課鎌倉歴史文化交流館担当

# **鎌倉市にふさわしい博物館基本構想 検討経過**

## **第1回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会**

日 時 平成31年3月22日（金）午後1時30分から

1 協議事項

（1）委員長・副委員長の選出について

2 報告事項

（1）鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会の目的について

（2）これまでの取り組みについて

（3）今後のスケジュールについて

## **第2回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会**

日 時 令和元年(2019年)7月2日（火）午後1時30分から

1 議題

（1）鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の検討にあたっての基本的な考え方について

（2）基本構想の章立て等について

## **第3回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会**

日 時 令和元年(2019年)10月25日（金）午後2時から

1 議題

（1）鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）の具体的な内容について

（2）今後のスケジュールについて

## **鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）**

1 意見公募方法等

（1）意見公募期間

令和2年(2020年)1月15日（水）から2月13日（木）までの30日間

（2）意見公募の周知方法

ア 市ホームページ・広報かまくら2月1号への掲載

イ 文化財施設課（鎌倉国宝館）、市役所ロビー（本庁舎1階）、中央図書館・腰越図書館・深沢図書館・玉縄図書館・大船図書館、市ホームページにおける素案の配布

（3）意見の受付方法

ア 鎌倉国宝館への直接提出

イ 本庁舎ロビー、各図書館の意見回収箱への投函

ウ 郵送

エ FAX

オ 電子メール

## 2 意見公募結果

(1) 意見の総数 22通

(2) 受付方法の内訳

ア 投函 18通

イ FAX なし

ウ 電子メール 4通

(3) 提出者の居住地域の内訳

ア 鎌倉地域 12通

イ 深沢地域 2通

ウ 大船地域 3通

エ 玉縄地域 3通

オ 腰越地域 1通

カ 不明 1通

## 第4回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

新型コロナウィルス感染拡大を防ぐ観点から、書面による会議を行った。